

高松市特産品・伝統的ものづくり 販売促進事業補助金 の手引き

(第1版) 令和8年4月13日

高松市産業振興課

- 本手引きは、高松市特産品・伝統的ものづくり販売促進事業補助金の申請準備から交付までの各種手続や留意事項などについて、解説したものです。
- **本手引きのほか、要綱、手引き別紙、Q & A及び市ホームページを熟読し、適正に補助事業を実施するようにしてください。**
- 補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なる場合がありますので、注意してください。
- 補助金の交付決定を受けた後においても、要綱、本手引き及びQ & A等のルールに従っていないことが判明した場合、交付決定を取り消す場合があります。
- 本補助申請に関してのお問い合わせは、下記までお願いします。

【問い合わせ先・書類受付先】

〒760-8515 高松市番町一丁目8番15号

高松市産業振興課：087-839-2411

[本補助金ホームページはこちら](#) ▶



1 補助対象事業

販路開拓事業	県外及び海外並びにオンラインで開催される展示会等へ出展する事業
広告宣伝事業	事業所及び事業内容の広告に係るチラシやカタログ等の制作や改良をデザイナー等に依頼する事業
デザイン活用事業	パッケージデザイン等の開発や改良をデザイナー等に依頼する事業
HP 活用事業	事業者のECサイトを新規に開設又は既存のページの変更をIT事業者等に依頼する事業

留意事項

◆対象とならない事業

①販路開拓事業

- ・公募されていないもの
- ・補助対象者が主催、共催、協賛、及び後援するもの

②広告宣伝事業、デザイン活用事業、HP 活用事業

- ・デザイン等を外部委託していないもの

◆申請区分について

- ③補助金を受けられるのは、同一年度内において、1事業者1回までです。同一年度内に、それぞれの区分について、補助金を希望される方は、1度の申請に補助金を希望される区分全ての記載を行ってください。

事前着手

既に、展示会への申込みが完了している場合であって、**交付決定後**に**出展**を予定している場合は、交付申請することが可能です。

可能パターン	○ 出展申込→支払→交付申請→ 交付決定 → 出展 ○ 出展申込→交付申請→支払→ 交付決定 → 出展
不可パターン	× 出展申込→支払→ 出展 →交付申請→ 交付決定 × 出展申込→支払→交付申請→ 出展 → 交付決定

2 補助対象者

	個人事業主	会社	商工団体※ 1
住所要件	高松市内に住所を有すること	高松市内に主たる事業所を有すること	高松市内に主たる事務所を有すること
事業要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 特産品に関する事業※ 2を行う者であること ● 伝統的ものづくりに関する事業を行う者であること ● 今後も市内で特産品に関する事業又は伝統的ものづくりに関する事業を継続する意思を有している者であること ● 事業収入を得ている者であること 		

留意事項

任意団体による申請はできませんが、共同出展し、共同出展した事業者が個別に申請することは可能です。ただし、その場合、出展料等の費用を重複して申請することはできません。

※ 1 商工団体（独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 2 条第 1 項第 6 号から第 8 号までに掲げる者）の例は次のとおりです。

企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、水産加工業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合★、酒造組合★、各連合会など

★政令で定める別途要件あり。

※ 2 本補助制度において、特産品に関する事業とは、次のものをいいます。

次のアからウまでに掲げるいずれかのものを直接活用して行う事業

ア 本市の伝統的工芸品（高松市中小企業振興助成条例に規定する特産品）

イ 「地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針」に基づき、香川県が特定する地域産業資源のうち、その地域が本市であって、別に指定するもの（別紙参照）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本市の特産品として、市長が認めるもの

※ 3 補助金を受けられるのは、同一年度内において、1 事業者 1 回までです。同一年度内に、複数回補助金の交付を受けることはできません。

3 対象外となる者

- ① 補助対象事業と同一の事業に対して、本市、国、県その他各種団体等からこの要綱に定める補助金とは別の補助金の交付を受けた、又は受ける者
- ② 交付申請日において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者
- ③ 交付申請日に属する年度において、既に本補助金の交付の決定を受けている者
- ④ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑤ 「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る「接客業務受託営業」を行う者
- ⑥ 政党その他の政治団体
- ⑦ 宗教上の組織又は団体
- ⑧ 法人格のない任意団体
- ⑨ 交付申請日において高松市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置が講じられている者

4 申請要件

展示会等又はオンライン展示会等へ出展する製品の要件は次のとおりです。

	内容
要件	<ul style="list-style-type: none">● 本市の特産品、伝統的ものづくりの技術によって製造された製品及びこれらを直接活用した製品● 香川県内で製造又は加工の最終段階の工程が行われた製品● 自社で製造する製品又は製造委託し自社で販売する製品

※展示会に出展する製品のうち、上記に掲げる製品が一定数含まれる必要があります。

対象製品例

- ① 高松市の伝統的ものづくりの技術によって製造された製品（香川漆器、庵治産地石製品、盆栽、讃岐桶樽、欄間彫刻、組手障子、肥松木工品、桐箱、菓子木型、讃岐提灯、高松和傘、古式畳、理平焼、鷲ノ山石工品、打出し銅器、左官鋺、讃岐鋳造品、保多織、讃岐のり染、讃岐獅子頭、高松張子、高松嫁入人形、讃岐かがり手まり）
- ② 本市の特産品、伝統的ものづくりの技術によって製造された製品を直接活用した製品（香川漆器の5技法を用いたアクセサリーや菓子木型和三盆干菓子、讃岐のり染めの技術を用いた製品など）
- ③ 香川県が実施する「かがわ県産品コンクール入選産品」である製品
- ④ 高松の地域性や歴史・文化をいかしたことが明確である製品であって、高松市の特産品・伝統的ものづくりのブランド力強化と高松市全体のブランドイメージの向上への貢献が期待できる製品※

※高松の地域性や歴史・文化に関する要素については、その製品のラベルや、製品を紹介するパンフレット等に、明確に判別できる記載があるかどうかで判定します。

なお、対象外となる製品例は次のとおりです。

- 生鮮食品や農畜水産物、料理
- 単に、特産品や伝統的工芸品をモチーフとした製品
- 一般に販売されていない製品
- その他補助対象とすることが適当でないと認める製品

5 補助率・補助額

補助率 特産品に関する事業：2分の1

伝統的ものづくり製品に関する事業：4分の3

補助額 上限15万円

- ・補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

6 補助対象経費

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	
	費用	内容
販路開拓事業	出展費	出展料、小間料、会場設営費、備品使用料等
	委託費	会場設営（展示装飾、工事費）、現地販売員に係る経費
	旅費	前泊・後泊を含む対面式見本市等への出展期間中に係る宿泊施設への宿泊費、交通費（航空賃、鉄道運賃（特急・急行料金、新幹線の座席指定料金を含む。）、船賃、バス運賃等）（交通費は特別に付加された料金を除き、最も経済的で妥当な経路による額、宿泊費は別表第2に規定する上限額、2人分を限度とする。）
	製品等運搬費	製品等・パンフレット等運送費（外部委託に係る経費に限る。）
広告宣伝事業	委託費	チラシ・カタログ等のデザイン制作や改良の外部委託に要する経費 ※上記の製造に要した経費を含む。
デザイン活用事業	委託費	パッケージ等のデザイン制作や改良の外部委託に要する経費 ※上記の製造に要した経費を含む。
HP活用事業	委託費	ECサイトの開設や改良の外部委託に要する経費

別表第2（第5条関係）

補助対象経費		宿泊地区分	1人1泊当たり 宿泊費上限額 (税抜)
宿泊費	国内	甲（さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市）	10,900円
		乙（甲を除く全ての地域）	9,800円
	国外	指定都市（ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、パリ、モスクワ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、シンガポール、アビジャン）	19,300円
		甲（北米、西欧、中近東地域）	16,100円
		乙（韓国、香港、東欧、東南アジア、大洋州地域）	12,900円
		丙（中国、南西アジア、中南米、アフリカ、南極地域）	11,600円

留意事項

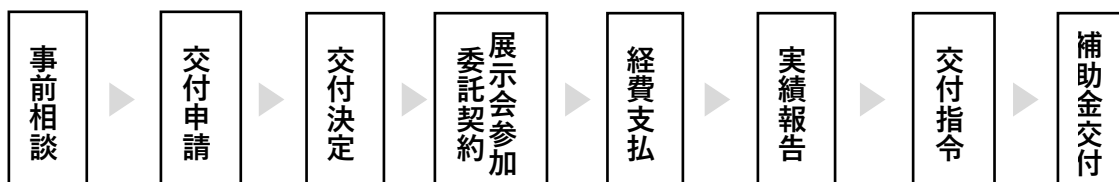
- ① 既に展示会に申込みをしている場合で、出展に係る経費として、事前に支払が必要な経費であると認められる場合は、その経費を補助対象経費として申請することができます。
- ② 消費税及び地方消費税の額に相当する額は補助対象経費に含みません。
- ③ 補助対象経費の支払いは、**銀行振込**が原則です。なお、振込手数料については、補助対象外です。補助事業者が負担してください。また、クレジット払いを行った場合は、クレジットの明細と引き落としのあった通帳の写しの提出が必要です。

〈旅費〉

- ・原則、代表者又は従業員の旅費を対象とします。社内の旅費規定を超える金額は対象外です。

- ・航空賃には、燃油サーチャージ・航空保険料・出入国税・空港使用料を含み、エコノミークラス分の料金までとします。
- ・高速道路通行料金、レンタカー料金は補助対象外です。
- ・見本市等が公共交通機関のない僻地で開催されるためタクシー利用が不可欠である等により、タクシー利用料金を補助対象経費として申請する場合は、予め産業振興課に相談してください。時間的都合によるタクシー利用の料金は補助対象外です。)
- ・宿泊パック利用時の経費に、交際費と宿泊費以外の（食事代や入浴料等）が含まれている場合は、その費用に相当する額を除してください。

7 申請から補助交付までの流れ



(1) 申請期間

令和8年4月17日（金）から令和9年1月29日（金）まで

(2) 申請方法

窓口持参のみ（郵送受付はできません。）

- 申請は、1年度に1事業者1回限りです。

(3) 交付決定

- 申請書類の審査は先着順により実施しますが、不備等があれば、順番が前後する可能性があります。
- 交付決定した金額の合計額が予算上限に達した場合、その時点で、受付を終了します。

(4) 採択予定

区分	伝統的ものづくり枠	特産品枠 (伝統的ものづくり除く。)
予定件数	5件程度	5件程度

8 必要書類

(1) 交付申請

- ① 交付申請書（様式第1号）
 - ② 事業実施計画書（様式第2号）
 - ③ 支出予算書（様式第3号）
 - ④ 本市の市税に係る滞納無証明書
 - ⑤ 発行後3月以内の履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。「交付申請書」の同意欄にチェックを記入した者については、提出不要。）
 - ⑥ 発行後3月以内の住民票の写し（個人の場合に限る。）
 - ⑦ 申請者の事業概要を示す書類
 - ⑧ 自社製品の概要が分かる書類
 - ⑨ 出展する展示会等の概要が分かる書類等（販路開拓事業の場合に限る。）
 - ⑩ その他市長が必要と認める書類
- (2) 実績報告
- ① 実績報告書（様式第9号）
 - ② 事業実績書（様式第10号）
 - ③ 支出決算書（様式第11号）
 - ④ 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類
 - ⑤ 成果報告物
 - ⑥ その他市長が必要と認める書類

9 変更、中止（廃止）の手続き

交付決定の通知を受けた後、補助事業の内容を変更（要綱第11条第1項に掲げる軽微な変更該当する場合を除く。）しようとするときは「変更交付申請」、補助事業を中止（廃止）しようとするときは「中止（廃止）承認申請」を行い、あらかじめ市の承認を受ける必要がありますので、必ず、事前に産業振興課まで連絡してください。

また、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由等を産業振興課に報告してください。

10 その他

本手引きのほか、補助対象外経費、交付決定の取消し及び補助金の返還、書類等の整備、検査等の規定については、要綱を必ず御確認ください。

また、補助事業の効果を把握するため、別途、事業効果に関する調査を実施する場合がありますので、御協力ください。

日本標準産業分類(中分類)一覧			
01	農業	50	各種商品卸売業
02	林業	51	繊維・衣服等卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)	52	飲食品卸売業
04	水産養殖業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	54	機械器具卸売業
06	総合工事業	55	その他の卸売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	56	各種商品小売業
08	設備工事業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
09	食料品製造業	58	飲食品小売業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	59	機械器具小売業
11	繊維工業	60	その他の小売業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	61	無店舗小売業
13	家具・装備品製造業	62	銀行業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	63	協同組織金融業
15	印刷・同関連業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
16	化学工業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
17	石油製品・石炭製品製造業	66	補助的金融業等
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
19	ゴム製品製造業	68	不動産取引業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	69	不動産賃貸業・管理業
21	窯業・土石製品製造業	70	物品賃貸業
22	鉄鋼業	71	学術・開発研究機関
23	非鉄金属製造業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
24	金属製品製造業	73	広告業
25	はん用機械器具製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
26	生産用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
30	情報通信機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
31	輸送用機械器具製造業	80	娯楽業
32	その他の製造業	81	学校教育
33	電気業	82	その他の教育、学習支援業
34	ガス業	83	医療業
35	熱供給業	84	保健衛生
36	水道業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
37	通信業	86	郵便局
38	放送業	87	協同組合(他に分類されないもの)
39	情報サービス業	88	廃棄物処理業
40	インターネット付随サービス業	89	自動車整備業
41	映像・音声・文字情報制作業	90	機械等修理業(別掲を除く)
42	鉄道業	91	職業紹介・労働者派遣業
43	道路旅客運送業	92	その他の事業サービス業
44	道路貨物運送業	93	政治・経済・文化団体
45	水運業	94	宗教
46	航空運輸業	95	その他のサービス業
47	倉庫業	96	外国公務
48	運輸に附帯するサービス業	97	国家公務
49	郵便業(信書便事業を含む)	98	地方公務
		99	分類不能の産業

「地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針」に基づき、香川県が特定する地域産業資源のうち、その地域が本市であって、別に指定するもの

農林水産物

<ul style="list-style-type: none"> ・オリーブ ・小麦「さぬきの夢」 ・讃岐牛 ・オリーブ牛 ・讃岐夢豚 ・オリーブ夢豚／オリーブ豚 ・讃岐コーチン（卵） ・オリーブ地鶏 ・ハマチ ・いちご ・アスパラガス ・にんにく ・うんしゅうみかん ・かき ・キウイフルーツ ・ひまわり ・盆栽 ・茶 ・きく ・なばな ・なす ・トマト ・さぬきな ・葉ごぼう ・ぶどう ・デコポン（中晩かん） 	<ul style="list-style-type: none"> ・レモン ・サワラ ・イカナゴ ・タケノコメバル ・キジハダ ・タイラギ（タチガイ） ・カンパチ ・カキ ・ノリ ・ヒノキ ・マツ ・スギ ・竹、たけのこ ・蜂蜜 ・ナマコ ・大豆 ・讃岐大黒（黒大豆） ・そらまめ ・ナシフグ ・まんば（ひやっか） ・おいでまい（水稻） ・スイートスプリング（中晩かん） ・タコ ・トラウトサーモン ・桑
---	---

鋳工業品及び鋳工業品の生産に係る技術

- ・漆器
- ・かまぼこ
- ・醤油
- ・清酒
- ・うどん
- ・ニット製品
- ・製綿、寝具
- ・織物
- ・縫製品
- ・家具
- ・石材、石工品
- ・はかり
- ・味噌
- ・食酢
- ・糖質（希少糖、機能糖鎖）
- ・微細加工製品
- ・しょうゆ豆
- ・骨付鳥
- ・オリーブ加工品
- ・ひまわり油
- ・塩
- ・盆栽